

## 介護予防短期入所生活介護 利用料金表

### 1 介護保険給付サービス利用料金

#### (1) 利用者負担金

サービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の額です。

(一日につき)

要介護度	要支援1	要支援2
利用者負担金	508単位	631単位

#### (2) 上記以外で加算されるもの

(一日につき)

加算の種類	加算の内容	加算額	算定対象加算
送迎体制	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との送迎を行う場合	184単位 (片道)	○
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえたサービス提供を行った場合	120単位/日	
サービス提供体制加算 (I) 1	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上の場合	18単位/日	
サービス提供体制加算 (I) 2	介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上の場合	12単位/日	
サービス提供体制加算 (II)	介護・看護職員の総数に占める常勤職員の割合が75%以上の場合	6単位/日	
サービス提供体制加算 (III)	利用者にサービスを直接提供する職員の総数に占める3年以上勤続職員が30%以上の場合	6単位/日	
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	所定単位数 × 59/1000 月1回	○

※利用者負担額の減免制度などの対象者の場合は、その認定に基づいた負担金となります。

※平成27年8月1日から一定以上の所得のある第1号被保険者の自己負担が2割となります。

## 2 介護保険給付対象とならないサービスの概要と利用料金

### (1) 食費・居住費

(一日につき)

利用者 負担段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			通常
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	市町村民税非課税で、老齢福祉年金・生活保護受給者	市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下(遺族年金・障害年金は非課税年金)	市町村民税非課税で、利用者負担第1段階・第2段階以外の人	第1段階～第3段階以外の方
食費	300円	390円	650円	1510円
居住費	820円	820円	1310円	2900円

※利用者負担段階が第4段階の方は、提供した食事のみ料金を頂きます。

朝食380円、昼食530円、夕食510円、おやつ90円の内訳になります。

### (2) その他の日常生活費

特別な食事	栄養士の作成した献立以外の食事等(行事食等)を希望される場合は(酒類を含みます)要した実費をいただきます。
レクリエーション クラブ活動	ご入居者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。材料費等の実費をいただきます。
理美容代	理美容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。要した費用の実費をいただきます。